



羽生市監査告示第3号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、羽生市長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和2年9月16日

羽生市代表監査委員 渡 邊 義 弘

1. 監査執行箇所名

水道課

2. 監査実施日

令和2年7月8日（定期監査）

3. 監査の結果に関する報告日

令和2年9月16日

4. 監査の結果及び講じた措置の内容

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>(指導事項)</p> <p>随意契約の一部について、形式上の問題は無いが、見積徴取の方法に疑問のあるものが見受けられた。今後は、疑念を持たれることの無いよう十分注意して対応するよう努められたい。</p>	<p>今回、定期監査における指摘事項は、契約に至らなかった業者の見積書の形式及び日付記入についてであった。</p> <p>今後、見積徴取にあたっては、見積書の記載内容等を十分確認し、疑念を持たれることの無いよう、適正な執行に努めて参りたい。</p>



羽生市監査告示第6号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、羽生市長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和2年12月10日

羽生市代表監査委員 渡 邊 義 弘

1. 監査執行団体名
世界キャラクターさみっと in 羽生実行委員会
(所管課：経済環境部 観光プロモーション課)
2. 監査実施日
令和2年9月30日 (財政援助団体等監査)
3. 監査の結果に関する報告日
令和2年12月10日
4. 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>請負契約の締結に関し、契約先が固定化されており、経済性の検討がなされていない。契約の透明性を保つためにも、複数の者から見積徴取を行う等、契約方法の改善を図り、契約過程の分かる書類の整備を図られたい。</p>	<p>請負契約に当たっては、経済性・透明性を確保するため、複数の業者から見積徴取を行うなど、契約に関する書類の整備を図って参ります。</p>



羽生市監査告示第7号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、羽生市長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和2年12月14日

羽生市代表監査委員 渡 邊 義 弘

1. 監査執行団体名
株式会社羽生の里
(所管課：経済環境部 農政課)
2. 監査実施日
令和2年9月30日（財政援助団体等監査）
3. 監査の結果に関する報告日
令和2年12月9日
4. 監査の結果及び講じた措置の内容

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>(指導事項)</p> <p>市との委託契約に関し、契約の相手方となる羽生の里の取締役社長を副市長が務めていることは、業務の発注受注関係において、契約の透明性を疑われ、誤解を招く原因となるものであり、適正な対応を図られたい。</p> <p>また、契約業務の履行に関し、市の出先機関である三田ヶ谷農林公園事務所との業務分担が曖昧で、委託業務であるにも関わらず事務所職員が一部従事する等、不適切な業務が認められる。市所管課と協議を行い、委託契約に則し、改善を図られたい。</p>	<p>代表取締役を羽生市副市長が務め、市発注の業務を受注することは、法的な問題はありませんが、市との発注受注関係において契約の透明性や誤解を招く恐れがあるとのこと指摘につきましては、代表取締役の選定を行う取締役会に報告し協議いたします。</p> <p>また、市職員の一部従事が認められるイベント等業務については、市所管課と協議を行った結果、来年度以降、市直営での実施に変更し改善してまいります。</p> <p>所管課（農政課）</p> <p>委託業務において市職員が一部従事していたイベント等業務につきましては、来年度より、市が直営で開催するように改め、分担が明確な業務についてのみ委託することと致します。</p>

また、市が主体となり設立した(株)羽生の里につきましては、業務の公共性や公益性、採算性等を検証すると同時に、設立当初からの累積赤字の解消が達成できていない状況等を含めた市への財政リスクを考慮しつつ、今後の方向性の検討に着手いたします。

さらに、農林公園の管理手法について、指定管理者制度の導入を含め検討してまいります。